

2011 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 87 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省国際課仮訳)

結社の自由及び団結権の保護に関する条約、1948 年 (第 87 号)

日本 (批准 : 1965 年)

1. 消防職員及び刑務官の団結権の否認

委員会は、消防職員に団結権を付与することを目的に政府が検討している措置や、地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方に関連した進展に留意し、政府が次回報告において、消防職員の団結権を確保するために実施済み、又は検討予定の追加的な立法措置や刑務官に関する新たな進展について情報提供することを期待するとともに、当面、事実上、消防職員が団結することを罰則なしに認めるよう政府に対し要請する。

2. 公務員のストライキ権の禁止

委員会は、政府に対して、ストライキ権の問題に関する検討における進捗について委員会に情報提供するとともに、次回報告において、国家の名の下に権限を行使しない公務員及び用語の厳格な意味における不可欠な業務に従事しない労働者が、制裁を受けることなくこの権利を行使することができること、及びストライキ権が制限される可能性がある労働者（病院勤務者等）の利益を保護するための十分な代償措置、すなわち関係当事者が信頼を置いており、あらゆる段階において参加が可能であり、裁定が一旦下された場合には拘束力を持ち完全かつ迅速に実施される、適切、公平で迅速なあっせん・仲裁手続の利益を享受することができることを確保するために実施済み又は実施予定の措置について示すよう求める。さらに、委員会は、政府に対し、公務員について現在検討されている新しい労使関係の枠組みの下でストライキ権が与えられない公務員が利用できる代償措置について詳細な情報を提供するよう求める。

委員会は政府に対して、次回報告において国営企業、「高度な社会的責任」を有する民間会社、及び厚生事業の従業員の労働基本権について並びにそれらの権利に対する制限を最低限に抑えるために政府によって実施済み、又は実施予定の措置—例えば最小限の役務を交渉によって決定するなど—について更なる情報を提供するよう要請する。

3. 公務員制度改革

委員会は、提起されている全ての問題について、双方に受入れ可能な解決を見出し、法律や慣行を本条約の規定に完全に適合させるために、政府が社会対話の精神を継続しつつ、進行中の公務員制度改革を完了させるよう精力的に努力し続けていくことについて強い希望を表明する。委員会は、政府に対して、引き続き次回報告において進捗に関する情報を提供し、国会で可決され次第、関連法律を提供するよう要請する。

委員会は、この判断に示された基準が、本条約に基づき与えられる保証が下請労働者又は契約労働者として正規に就業している労働者を含む全ての労働者に全面的に適用されることを確保することとなると考える。